

**令和8年度 第1回 吉賀町まちづくり委員会
議事録**

日 時：令和8年8月5日（水）13:30～15:36

場 所：六日市防災センター

参加者：最終項に記載の通り

1、開会

(事務局)

令和 8 年度第 1 回吉賀町まちづくり委員会を始めていきます。本日、会長が決定をするまで進行を務めます、吉賀町企画課の深川といいます。よろしくお願いします。

それでは、次第に沿って進めさせていただこうと思います。1、開会、副町長あいさつをお願いします。

副町長あいさつ

(副町長)

副町長の深川と申します。よろしくお願いいたします。

この度は、吉賀町まちづくり委員会の開催において、皆様方には格別なるご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。

また日頃より本町の地域活性化と協働のまちづくりにおきまして、多大なるご尽力を賜り、心より感謝を申し上げます。

近年、私たちを取り巻く社会環境は、ご存じの通り、人口減少や少子高齢化などにより、厳しい状況が日本全国で続いているように感じております。

ただこのような中におきましても、豊かな自然や高津川の清流、そして何より住民の皆さんの結びつきという吉賀町の宝といいますか、よさを守り、未来へ引き継いでいかなければならないと感じているところでございます。

本日からこの委員会では、第 2 次まちづくり計画などにつきまして、評価、検証した上で、新しいまちづくりの計画の策定を行うこととなります。詳しいことはまた後程、事務局から説明させていただきます。

お手元にお配りしております、まち・ひと・しごと総合戦略の中の、18 ページでございますが、“50 年後の子どもたちが笑顔で暮らせる社会の創造に向けて…”というふうにしております。この理念を含めまして、皆様方で活発で建設的なご議論をいただきまして、吉賀町の向こう 10 年間の道しるべとなる計画となることを期待しているところでございます。

最後になりましたが、本日からの会議が実り多きものとなりますよう祈念いたしまして、簡単ではございますが、私からの挨拶をさせていただきます。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

2、はじめに

・委嘱状交付

(事務局)

先ほど副町長も申しましたけれども、本当にこのたびはお忙しいところ、委員をお引き受けいただきまして、ありがとうございます。お 1 人お 1 人に委嘱状を手渡しさせていただくのが本来ですが、時間の関係もありますので、机に配布をさせていただきました。ご確認いただいて、間違い等あ

りましたらまたお伝えいただいたらというふうに思います。任期につきましては、令和 8 年 8 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日、条例では 2 年となっていますが、区切りのいい 3 月 31 日までとさせていただきます。

また、事務的な連絡として、この委員会に出席された場合の委員の報酬についてです。条例に基づき、会長は 6,500 円、委員は 6,300 円をお支払いさせていただきます。交通費相当分としましては、費用弁償として、条例に基づいた金額をお支払いさせていただきます。費用弁償については、会社や金融機関、学校等から推薦をいただいた委員の方については、推薦いただいた会社等の所在地を起点として、計算をさせていただくように考えているところです。具体的には、ヨシワ工業様、株式会社森の環様、吉賀高等学校様、西中国信用金庫吉賀支店様、島根県農協六日市支店様、吉賀町内所長連絡会協議会様、高津川てらす様、吉賀町社会福祉協議会様、医療法人カタクリ会様、です。その他の方については、ご自宅を起点として計算をさせていただくように考えております。もしもその移動等で実態と違うというようなことがありましたら、個別に後程事務局までお申し出ください。

また、報酬の振込承諾書を配布させていただいておりますけれども、提出がまだの方は事務局までお願いいたします。

・委員等出席者紹介

(事務局)

続いて、委員等出席者の紹介に移らせていただきます。

＊事務局及び委員より自己紹介を行う。

なお、録音をさせていただくという関係がありまして、発言の際にはマイクを使っていただきますようお願いいたします。

また、本日お越しいただいておりますが、吉賀町の地方創生アドバイザー吉長さんという方がおられます。吉長さんにはこのまちづくり計画について全面的にアドバイスをさせていただいております。今後、委員会にも出席をしていただいて、いろんなアドバイスや意見等もらえればというふうに思っておりますので、紹介をさせていただきます。

・事務連絡（広報掲載について）

(事務局)

続いて広報の掲載について説明をさせていただきます。このまちづくり委員会について、多くの皆様に広く知っていただくということから、会議の様子を撮影をして、広報紙やホームページ、場合によってはケーブルテレビ等で記事を掲載、もしくは放送をさせていただきたいと考えております。あらかじめご了承くださいと思います。

3、経過説明

(1)「第 2 次吉賀町まちづくり計画」、「第 2 期吉賀町総合戦略」について

○第 2 次吉賀町まちづくり計画

○第 2 期吉賀町総合戦略

(事務局)

(1)「第2次吉賀町まちづくり計画」、「第2期吉賀町総合戦略」について、担当の野村から説明をさせていただきます。

(事務局)

皆様のお手元にお配りしている2つの計画書があります。こちらについて説明をいたします。

まず、上部が緑色の計画ですが、こちらが第2次吉賀町まちづくり計画となっております。このまちづくり計画は、まちづくりの基本理念と将来の方向性、それから主要施策等を定めた計画となっております。平成23年に地方自治法が改正され、現在法律上での策定義務があるわけではありませんが、吉賀町では、町の最上位の計画として位置付けています。

この第2次吉賀町まちづくり計画は、平成29年に策定をし、計画期間が10年間となっております。計画の、26ページをご覧ください。計画期間の5年経った時点で、前期評価をするということになっておりまして、令和3年に前期評価を実施しております。そして、10年目、ここに平成38とありますが、令和8年に後期評価を行うことになっていきますので、本年度がこの後期評価を行う年になっているということです。

また、新たな計画となる第3次吉賀町まちづくり計画を策定する必要があります。

次に、水色の表紙の第2期吉賀町総合戦略です。急激な少子高齢化による人口減少、都市部への人口集中の対策を図るため、国がまち・ひと・しごと創生法という法律を制定しました。この法律に基づいて、吉賀町における人口の現状と将来の姿を示して、目標や施策の方向性、具体的施策をまとめたものが、吉賀町総合戦略です。

現在の第2期吉賀町総合戦略は令和3年に策定し、5年間の計画となっております。こちらも本年度が計画最終年となっておりますので、来年度以降の新たな計画となる第3期吉賀町総合戦略を策定する必要があります。

また、現在の第2期吉賀町総合戦略について、数値目標や、KPIという重要業績評価指標の進捗管理も行うことになっております。

まとめますと、本年度は、第2次吉賀町まちづくり計画の後期評価と、第2期吉賀町総合戦略の進捗評価、第3次吉賀町まちづくり計画と第3期吉賀町総合戦略の策定を行う必要があるということです。

また、次期計画の策定について、現時点での事務局の考えについて若干触れさせていただきます。今はまちづくり計画と総合戦略が別々の冊子になっておりますが、これを1つにまとめたいと考えております。また、まちづくり計画は、なるべくボリュームは抑えて、多くの皆さんに目を通していただけるような、内容にしたいと考えております。今後策定の議論もしていくことになると思いますので、またそのときに詳しく協議させていただければと思っております。

以上が、各種計画に関するこれまでの経緯となります。

(事務局)

今、まちづくり計画と総合戦略の概要、成り立ちを説明させていただきました。質問などがあれば、挙手の上、マイクを使って発言をお願いします。

(委員)

議会のまちづくり委員会と今日のまちづくり委員会はまた別ですか。

(事務局)

はい。まちづくり特別委員会というのを吉賀町議会が設置しました。このまちづくり特別委員会は、直接策定や評価をするということではなく、基本的には議会というのは吉賀町の行政のチェック機関というところがありますので、そういった機能を果たすというようなイメージで作られているのではないかと思います。したがって、議会として、今後の吉賀町がこうなったらいいなというような提案というのがあるかもしれませんが、そのことが全てではなく、ここにいらっしゃる皆さんが考えて計画を作っていくというイメージでとらえていただけたらと思います。答えになっているかわかりませんが、よろしいですか。

(事務局)

他に何か皆さんの方からありますか。それでは続いての項目に行きたいと思います。

(2) まちづくり委員会について

資料 1 吉賀町まちづくり委員会条例

資料 2 吉賀町まちづくり計画・総合戦略 策定・評価体制

(事務局)

まちづくり委員会について、事務局の野村から説明をさせていただきます。

(事務局)

お配りしている資料 1 と資料 2 の資料をご覧ください。

資料 1 の方は、吉賀町のまちづくり委員会条例になっております。こちらの条例は、今年の 6 月議会で改正を行っております。改正前は、まちづくり計画を作るときに、まちづくり委員会という委員会と、それとは別に、総合計画審議会という 2 つの委員会がありました。計画の素案の作成をするのは、まちづくり委員会で議論して素案を作って、それをさらに総合計画審議会にかけて、内容を審議していただくという構造になっていました。

これですと、策定までの事務手続きが煩雑になるということと、2 つの会の委員会の機能が重複する部分もあるのではないかと懸念がありましたので、今年の 6 月議会に条例改正を行いまして、この 2 つの委員会をまちづくり委員会に一本化を行いました。

改正後の条例が、資料 1 となっております。委員会条例の 2 条のところをご確認いただきますと、町の総合計画・まちづくり計画、総合戦略及びその他地域課題に関し、町長の諮問する事項を調査審議するため、吉賀町まちづくり委員会を設置する。となっております。

第 3 条を見ていただきますと、委員会は次に掲げる事項を調査審議する。となっており、(1) として、まちづくり計画の策定、進捗状況の管理及び評価に関すること。(2) として、総合戦略の策定、進捗状況の管理及び評価に関すること。というふうに定めております。

その他の委員会の基本的事項について確認をしておきたいと思いますが、第 4 条を見ていただきますと、委員会は 20 人以内の委員で組織する。となっております。今回 20 名の委員さんをお願いをしております。それから、任期については 2 年以内ということになっております。

委員の構成についてですが、産業界、行政、教育機関、金融機関、士業といった、いろいろな分野、組織の方、各地区の自治会長会の方へ委員の推薦をお願いするほか、その他個別にお願いしたりし

て今回委員の委嘱をさせていただいております。以上がまちづくり委員会条例のところ です。

資料 2 が、このまちづくり委員会を踏まえた、まちづくり計画の策定及び評価の体制図です。ま ず町長がまちづくり委員会に対して諮問ということで、例えばまちづくり委員会の策定について調 査審議をお願いしますというふうに、委員会に諮問をします。それを受けてまちづくり委員会の方 で協議を行います。協議にあたっては、庁内委員会・事務局体制というのがその下の方にあります が、事務局は役場の企画課です。役場の中で、各課の担当者の集まる会が、作業部会というものにな っておりまして、その上に、総合計画策定評価委員会というのがありますが、これは各課の課長が 集まる会議です。そういった役場内での委員会や、部会で素案の元となる資料の作成を行って、そ れをまちづくり委員会の方へ、提案し協議をさせていただきます。最終的にはまちづくり委員会 の方で、内容を固めていただいて、その結果を町長に答申するという形になっております。策定も評 価も同じような体制図になっております。

役場内での評価、策定にあたって、住民さんの意見を聞く機会や資料が必要ですので、それにつ いては、住民アンケートや、関係機関へのヒアリング、パブリックコメント等を通じて、住民さんの 意見を吸い上げていくという、体制図になっております。

そうして策定なり評価が固まって、まちづくり委員会から町長へ答申をして、まちづくり計画に ついては、最終的に議会の方へ、議決が必要な部分がありますので、上程をするということになり ます。

まちづくり計画の中にも、基本構想というところと、基本計画という部分があって、基本構想は、 元となる考え方というようなイメージですが、その部分は議決が必要になっております。

評価は議決が必要ということにはなっていませんが、議会に対して報告を行っていくという体制 になっております。

以上が、まちづくり委員会についての説明です。

(事務局)

まちづくり委員会の条例の説明と、まちづくり計画と総合戦略を策定・評価する、全体の体制、仕 組みの説明をさせていただきました。何かご不明な点があれば、ご質問等お願いします。

*質問なし

4、議事

(1) 会長及び職務代理者の選出について

(事務局)

(1) 会長及び職務代理者の選出についてです。最初に会長ですが、先ほど、資料 1 吉賀町まちづ くり委員会条例という資料を見ていただきました。この第 5 条に、委員会に会長を置き、委員の互 選により、これを定める。となっております。この 3 項において、会長に事故があるときまたは会 長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。となっております。 会長については委員の互選によりこれを定めるとなっております。会長が選出された後に、職務代 理者の指定をしていただけたらと思います。

会長職の方の推薦などについて、皆さんいかがでしょうか。この方が、とか、私がとかいうよう なところがあれば。

＊意見なし

(事務局)

それでは、事務局から提案をさせていただくということでもよろしいですか。

事務局案ということで、永田委員を会長に推薦提案をさせていただきたいと思います。ご意見等ある方は、ご発言をお願いします。

＊発言なし

(事務局)

よろしいですか。はい。ありがとうございます。それでは、永田委員に会長をお願いしたいと思います。拍手で承認をいただいてもよろしいですか。

＊拍手多数

(事務局)

ありがとうございます。それでは、議事運営の打ち合わせの時間をいただきたいと思いますので、10 分間休憩し、一旦休会にさせていただいたと思います。(会場の時計で) 20 分から再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

＊休憩

＊再開

(事務局)

皆さんおそろいですので、再開します。ここからは、会長に進行をお願いしたいと思います。

(会長)

改めまして、先ほど会長にご指名、ご承認をいただきました吉賀町社会福祉協議会の永田でございます。皆さんよろしくお願いいたします。不慣れな点もあるかと思いますが、よりよい会になりますように進行していきたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは先ほどの続きということで、レジュメの 4 番の議事の (1) の職務代理者の選出を進めていきたいと思います。当委員会条例の第 5 条に、会長があらかじめ指定した委員ということで、会長が指名をさせていただくことになっております。教育分野から選出されております、下野知美さんをお願いをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ではよろしくお願いいたします。

(2) まちづくり委員会の会議の公開、議事録、会議運営について

資料 3 吉賀町まちづくり委員会の会議の公開及び議事録に関する規程

資料 4 吉賀町まちづくり委員会の会議運営申し合わせ事項 (案)

(会長)

それでは、(2) のまちづくり委員会の会議の公開、議事録、会議運営について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料 3 をご覧ください。こちらは、まちづくり委員会の会議の公開及び議事録に関して必要な事項を定めたものです。第 2 条を見ていただきますと、会議は原則公開とする。ただし、会長が会議

を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障を来す恐れがあると認めるときは非公開で行うことができる。となっております。3条では、会長は会議の会議録を作成する。2として、議事録には、議長及び委員会において定めた2人以上の出席委員が署名またはこれに代わる措置をする。とあり、議長及び委員会で決めた2人の出席委員の方に署名をしていただくとことになっています。3として、議事録は、委員会の事務局に備え付け、一般の縦覧に供する。となっております。

この規程を踏まえて、今回申し合わせをさせていただきたいと思っている事項が、資料4になります。こちらの申し合わせ事項の内容について、今回皆さんにご協議いただければと思います。まず1.会議の公開についてです。(1)として、会議を非公開にする場合は、会長は委員会に諮って決定をする。(2)として、会議の開催日決定後、速やかに、開催日時及び場所をホームページ、ケーブルテレビに掲載し周知をする。ただし、非公開の会議は除きます。(3)として、名簿及び会議資料は公開とする。会議資料を非公開とする場合は、会長は委員会に諮って決定する。(4)として、傍聴者への会議資料の配布は次第のみとし、その他の会議資料は閲覧用として5部用意する。としております。

続いて2.会議録の作成についてです。(1)会議録は発言者については、会長、委員、事務局といった肩書きのみを記録し、発言の内容をまとめる、要約筆記とする。(2)として、会議録の作成のため、レコーダー等で録音する。(3)として、作成した会議録はホームページに掲載する。としております。

3.その他として、上記のほか、会議運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って決定する。です。こちらの申し合わせ事項を今回、まちづくり委員会の会議運営申し合わせ事項、ということで確認をいただき、ご協議いただければと思いますのでよろしくお願いします。

(会長)

事務局より説明がありました、申し合わせ事項につきまして質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(委員)

会議録のホームページ掲載ということですが、委員会が終わってどのぐらいの段階で、公開の目安を持っておられますか。

(会長)

事務局、回答お願いいたします。

(事務局)

なるべく速やかには思っておりますが、そうですね。2週間くらいを考えています。

(委員)

わかりました。というのも、ここで言うのも違う話になりますが、町議会の議事録が、実は2年更新されておらず、ホームページの方へ。これについて、町議会の方に、問い合わせをしましたが、回答をいただくことができず、そのような会であってはならないんじゃないかなというふうに思い、どのぐらいのペースでというところを明記はされてはないですが、確認をさせていただきました。以上です。

(事務局)

今回、要約筆記ということでさせていただこうと思っています。違う点としては、議会は1語1

句、間違わないように、全文発言を載せるスタイルです。今回こちらの会議については要約筆記ということで、ある程度要点をまとめて載せていただこうと思っております。録音もさせていただき、文字起こしをしたりをしますので、一応目安 2 週間とさせていただいていますけれども、例えば委員会が終わって半年後、全部終わった後に公開では意味がないと思うので、そこは努力をしていきたいと思います。

(会長)

それでは 2 週間ということで事務局の方はよろしくお願いいたします。

その他、何か質問、ご意見等がありますか。

(委員)

商工会代表で今、席に座らせていただいておりますが、会議が終わったごとに、私なりにレポートをまとめて商工会に出そうかなというふうに考えていますが、前回の 5 年前も同じように出していたんですが、よろしいですか。

(事務局)

はい。ぜひしっかりお伝えいただいたらと思います。

(会長)

その他、質問、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは今後の会議についてはこの申し合わせ事項に沿って行っていくこととしたいと思います。

早速ですが、先ほどの規程にありましたように、委員会の会議録を作成し、2 名以上の出席委員が署名を行うこととなっております。本日の議事録署名委員の 2 名については、この名簿で上から順番にさせていただきたいと思いますので、吉賀町農業委員会の杉ノ内さん、吉賀町商工会の澄川さんをお願いできたらと思います。

(3)「第 2 次吉賀町まちづくり計画」及び「第 2 期吉賀町総合戦略」の評価について

資料 5 吉賀町まちづくり計画・総合戦略 評価シート

資料 6 吉賀町まちづくり計画・総合戦略 評価シートの見方

資料 7 【提出用】評価記入シート

資料 8 まちづくり計画の各節と総合戦略の施策の対応表

資料 9 吉賀町まちづくり計画及び吉賀町総合戦略 アンケート調査 報告書

資料 10 吉賀町の人口推移

(会長)

続きまして、(3) に進んで参りたいと思います。第 2 次吉賀町まちづくり計画及び第 2 期吉賀町総合戦略の評価について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

資料 5 から 10 の資料を使って説明をしていきます。

第 2 次吉賀町まちづくり計画と第 2 期吉賀町総合戦略の評価について、説明します。

前段として、まず資料の 10、吉賀町総合戦略の 17 ページをご覧ください。4 年前に策定した総合戦略は、人口減少対策というところが大きな目的であり、目標人口というのを定めており、2060 年

の総人口 4,400 人を掲げておりました。グラフを見ていただくと、2025 年時点で、5,766 人という目標を掲げておりますが、それに対して実際の人口がどうであったかというのが、資料 10 となります。2025 年の人口 5,031 と書いていますが、正しくは、5,301 ですので、訂正をお願いします。2025 年の国勢調査が実施され、今出ているのは速報値ですが、人口は 5,301 でした。年齢構成比はまだ出ておりませんので、高齢化率等はまだ出ていませんが、今年度中ぐらいには発表されるのではないかなと思っております。いずれにしても目標人口を大きく下回る結果になっております。このことを踏まえていただいた上で、評価について確認をしていきたいと思ひます。

資料 8 をご覧ください。重ねて申しますが、今年はまちづくり計画と総合戦略の評価をするようになっております。それぞれに評価をしていただくというやり方もありますが、なるべく、評価しやすい方法でと考え、まちづくり計画の 18 の節ごとに、評価をしていこうと思ひます。その節に総合戦略の項目を当てはめて、一緒に評価をしていくという方法を今回は取りたいと思ひます。

資料 8 の一番右側黄色の欄のところは住民アンケート項目です。住民アンケートでは、いろいろな町の施策に対する満足度と重要度というのを聞いております。その各項目が、先ほどのまちづくり計画の節に対して、どこに当てはまるかというのを整理したものです。このアンケート結果も、参考にしながら評価をしていただきます。

資料 8 の各項目を評価シートにしたものが、資料 5 まちづくり計画・総合戦略評価シートになります。資料 6 は、この評価シートの見方について、説明をしたものです。今から中身を見ていきたいと思ひますので、交互に見ながら聞いていただければと思ひます。

評価シートの 1 ページ、左上を見ていきますと、基本目標 1 ということで、快適で安全に暮らせるまちづくり、第 1 節、自然環境の保全と活用について評価をしていきます。ページ数が書いてありますが、これは計画の該当ページを書いております。この節に該当する施策としては、高津川との共生による環境づくり、となっています。また、この節に該当する総合戦略の項目がある場合はここに記載をしていますが、ここについてはないので、なしと記載しております。

1. まちづくり計画の評価【担当課】とあります。こちらはまちづくり計画の各節の施策について、現状の実現度、現状の具体的な内容、外部要因、内部要因、施策が機能しているか及びその理由、今後の方向性とその理由について、担当課が評価をした内容を記載しております。

1 つずつ見ていきますと、現状は一部実現できている。具体は、毎年、環境美化活動や海岸漂着物研修を実施している。外部要因としては、国土交通省の水質調査において、令和 6 年、令和 7 年と水質が最も良好な河川に高津川が選ばれている。内部要因としては、人材育成が不足している。それから財政状況の悪化ということが挙げられています。施策が機能しているかというところは、一部機能しているという評価です。この評価については下に※印がありますが、機能している、一部機能している、機能していない、の 3 段階で評価をしています。その理由としては、環境教育と環境美化活動が実施されている。ということが挙げられています。方向性は維持というふうに、判断をしています。こちらについては下の※2 のところですが、強化、維持、縮小の 3 段階で方向性を示しております。理由としては、高津川との共生は必要不可欠であり、保全を推進していく必要がある。としています。以上が、この、まちづくり計画の節に対する担当課としての評価内容になります。

続いて 2. 住民アンケート結果です。こちらは、住民アンケートの中で、この節に対応するアンケ

ートの回答内容について、抜き出しをして記載をした項目になります。

ここで少し住民アンケートのことに触れたいと思いますので、資料9をご覧ください。1ページをご覧ください。吉賀町に住む18歳以上の2,700名に対してアンケートを行いました。回収数は1,071、回収率は39.7%でした。5年前に行ったアンケートとほぼ同じぐらいの回収率でした。中高生アンケートも行っており、こちらの集計結果も載せておりますが、先ほどの重要度・満足度の評価には、中・高生アンケートの回答は、含まれておりません。満足度・重要度は18歳以上の住民の回答の集計となっております。2ページの(3)を見ていただくと、生活満足度とまちづくり重要度の分析について、いろいろな項目に対して、この施策に満足しているか、ということと、どの程度重要に感じているかということ、の回答をいただいておりますが、それを点数化して評価をしています。満足しているだったら10点、どちらかといえば満足している、だったら5点、続いてマイナス5点、マイナス10点といった感じで、点数に変えて評価をしています。重要度も同様に点数化して評価しております。

3ページの、下半分のところに2-3 中高生アンケート調査結果という表記が入っていますがこちらは、ここに入るべき項目ではなかったもので、消しておいてください。

中高生アンケートの調査結果については、31ページ以降に記載をされており、4ページ以降は、18歳以上のアンケート結果の回答結果が書かれております。

このまちづくり計画の評価では、個別に属性等は見ていきませんが、重要度と満足度のところを主に使って、評価をしていきたいと思っております。

アンケート結果の全体の報告書はこちらになりますが、先ほどの評価シート、資料5の1ページのところ戻っていただくと、評価項目に該当する住民アンケートの結果をそこへ抜き出してあります。この評価項目では該当するアンケート項目が2つありまして、水辺に親しむことのできる環境、に対する満足度と重要度、自然環境の保全に関する取り組み、の満足度と重要度のアンケート結果の指標を見ていくことになります。

まず、満足度について、2つの項目の平均値を見ていただければと思いますが、今回、満足度が0.57でした。前はマイナス0.38でしたので、満足度数を比較すると、プラスの0.95になっています。重要度を見ると、今回は4.64で、前は4.89でしたので、マイナス0.24となっているということがこれでわかります。こちらの数値は、アンケート結果の回答を点数化したものの、平均値になります。

その下のところ見ていただくと、満足度偏差値・重要度偏差値というのがあります。こちらの指標は、偏差値ですので、今回、回答いただいたアンケート結果の項目すべてにおいて、該当の項目がどの辺に位置しているかというのを表したのになります。少し説明が難しいのですが、度数の部分は単純な数値です。下は偏差値ですので、全体に対して、その項目の重要度・満足度がどの辺に位置しているかというのを、相対的に表したのになります。したがって、度数の数値をそのままグラフにしたものではありませんので、その点を気をつけて見ていただければと思います。

偏差値については、前回は青丸で、今回、赤丸で示しております。この偏差値については、4分割されており、例えば、左上の項目は重点改善分野としております。この重点改善分野は、満足度が低くて、重要度が高いので、重要なのに満足してないので、もっと力を入れてやっていかないとけないという分野という意味で、重点改善分野という区分けをしています。左下の部分は改善検討分

野となっており、満足度は低いけど、重要度も低いので、やらないといけないけども、上の項目に比べたら、重要度は落ちるかなというような項目になります。右上のところは、重要度が高く満足度も高いので、このままやっついこうというような、維持充実分野、といえるかと思います。右下の部分、これは維持分野で、満足度は高く、重要度は低いので、そのまま維持していけばいいかなという項目、というように、全体で見たときにどこに位置しているかというのを、この偏差値の表で見えていくことになります。この項目について見ると、今回、赤丸は維持分野にあります。前回と比べても、丸自体は右側に移動しているので、前回と比べると満足度は上がっている、と見てとれます。重要度も丸の高さの位置はほぼ変わってないので、前回とあんま変わってないな、という見方ができます。

以上がこの住民アンケートの見方です。

次、3. に行くと、総合戦略のK P Iは該当がないので、飛ばします。

4. の評価結果一覧のところは、ここまで言った説明が、再掲してあります。

それらを踏まえて、役場内の総合計画策定評価委員会で、評価をした結果が5. に書いてあります。この施策については、概ね適切、という評価をしております。評価は、適切、概ね適切、改善が必要、見直しが必要、の4段階で行っています。コメントとしては、環境教育や環境美化活動などの取り組みは継続して実施されており、住民満足度・偏差値ともに向上していることから、施策は概ね適切に機能していると評価できる。一方で、高津川との共生に向けた取り組みや、継続的な推進が必要であり、さらなる充実が望まれる。としております。

ここまでの、庁内、役場内で作成した評価結果です。これらを踏まえて、委員の皆さんに評価していただきたいのが、6. の委員会評価です。資料6の2ページに評価の仕方を書いてありますが、こちらの委員会で評価していただきたいのは、5. の庁内評価・評価コメントについて、第三者の立場から、その内容が適切であるかどうかという観点でご判断いただきたいということです。したがって、全体の評価が適切かどうかではなくて、庁内評価が適切なのか、そうでないのかということの評価をしていただきたいと思います。

資料6の2ページのところを見ていただきますと、庁内評価は適切という評価項目では、庁内評価、コメントの内容は妥当であり、評価結果として適切、であればここにチェックを入れていただければと思います。その次の、庁内評価はおおむね適切、こちらの評価の場合は、庁内評価、コメント内容は、おおむね妥当であるが、一部補足や修正したほうが良いというような項目についてはここにチェックをしてください。次の、庁内評価の改善が必要という項目がありますが、こちらについては、評価、それからコメント内容について見直しや修正が必要、評価の根拠や判断について再検討する必要がある場合にはこちらにチェックを入れてください。最後の庁内評価の見直しが必要、というところは、評価それからコメントが、全然違うのではないかと、大幅に変える必要があるというようなときはこちらにチェックを入れていただければと思います。また、チェック内容について、ご意見やコメントがあればその右の欄に書いていただくという、ようにしていただきたいと思います。

繰り返しますが、5. の庁内評価に対する評価をしていただくというところが1つポイントになりますので、お願いいたします。

ここまでのところで確認したいことや、わからないことがあれば、お聞きしたいと思います。

(会長)

ここまでの説明のところで何か、質問なりご意見なりがありましたらお願いいたします。

(委員)

丁寧にご説明いただきありがとうございました。

評価をするにあたって、確認をさせてください。庁内評価の中に、環境教育とか、環境美化活動というのがあります。あとは、次のページを見たときに、他にも、分別指導とかですね、取り組みが載っています。この環境教育や環境美化活動というのは、役場が主体となっていて行ったものを指しているのか、それとも、学校などの取り組みも含めた町内の取り組み全体を指しているのか。この辺の、定義っていうものを教えていただけたら評価をしやすいのかなと、評価の参考になるのかなと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

基本となるのはこのまちづくり計画の中で、こういった書きぶりがしてあるか、というところになると思います。町内でそういったことが実施されていれば、実施していると言えるかと思いますが、どこまで担当者が把握しているかということがあるので、主には行政が把握してる範囲での活動のことをこれは指しているかとは思いますが。

(事務局)

当時、この計画を策定するときに担当しておりましたので、説明させていただきます。

ここでいう、環境教育や環境美化活動に関するのですが、まちづくり計画の 28 から 30 ページをお開きいただいたら、具体的な主要施策ということで、環境美化等が載っております。担当部署との調整を聞いております限りでは、29 ページの 3) 環境教育と環境美化活動の推進、とありますので、この中の事業が活動されているよということを示しているんだと思います。その事業を、行政がやるか、民がやるか、協働でやるかそこは問わずに調整しているはずですので、そこはあまりこだわってない書きぶりにこの箇所はなっているのかなという感じです。

以上回答になっているでしょうか。

(委員)

ありがとうございます。広いですね。

僕も勤めが中学校なので、例えば、5 月に森林等の教育っていうものもやっています。ただ、学校現場に身を置きながらも、じゃあ実際にどういう環境教育を行っているかっていうと、片手で数えられるぐらいしか思い浮かばなくて、その程度の見識しかないものが、ここに書かれたものを評価していいのかなと。

補足資料で、お手数をとるとは思いますが、例えば〇〇中学校ではこういうことをしているとか、町主催でこういうことをしているというのがあると、もっと評価をしやすいのかなと。ああ、あれかっていう感じで、地域住民としてわかりやすいのかなっていう。簡単に言うと評価が難しいなと思いました。

(事務局)

実際、行政としてやっているかいらないかは、置いておいたとして、知られていないということは、それほど、あまり活動が十分ではないともいえるのかなと思うので、普通に生活をしておられてそれが浸透してないってことは、あまり活動が行き渡ってないっていうことともいえるのかなと思います。

すので、率直な評価というか自分は知らないという現実も含めて評価をしていただいていいのかなと思います。

(会長)

その他ありますか。

(委員)

1 つお尋ねするのですが、今回の庁内評価は環境教育や環境美化活動をされたということで評価されていますが、実際にこのまちづくり計画、さっきおっしゃっていただいた 28 から 30 ページ拝見しますと、主要施策については、1) に自然環境保全体制の充実がきていて、2) が自然資源の活用、そして 3) が環境教育と環境美化活動の推進というふうにあります。

一般的には、この主要施策の第 1 をもって思っ評価されるべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

まちづくり計画 29 ページを見ていただいたらと思います。今ご意見があったのが主要施策の 1) から 3) まだがあるが、今回代表的に理由として挙げているのが、3) の項目のところ、ということでご意見がありました。今回、29 ページまちづくりの指標というのが主要施策の 1 つ上に記載されています。このまちづくりの指標を達成するための具体的な事業として 1)、2)、3) というふうに挙げております。1)、2)、3) と挙げておりますが、これは A B C というか、並列の事業のイメージでこれが優劣の 1、2、3 ではないというイメージでとらえていただいて、まちづくりの指標を達成するための具体的な事業であると。しかも、並列で併記がしてあるというイメージでとらえていただいたらと思います。その中で代表的なものとして、環境教育と環境美化活動をピックアップして、理由として挙げさせていただいたというふうにお読み取りをいただいたらと思います。

(委員)

現状の課題のところで、高津川流域の環境劣化が進み流域の環境とともに生きてきた生活文化が失われつつあります。とあり、環境の保全の方が課題としては大きいのかなというふうに読みましたので、環境の保全のところがしっかりされているかの評価をされるべきではないかなと思った意見でございました。

皆様が、環境教育や環境美化活動をもってこの項目についての評価をされるということで合意されるのであれば、私としては異論ありませんので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

(委員)

いかがでしょうか。

(事務局)

今、1 つだけ見っていますが、これから見る項目についても、もしかしたら今言われてるようなことがあるかと思いますが、今、委員さんが言われたようなことも、この評価コメントにぜひいただければと思います。根本の保全の方はどうなっているのか、そちらを評価すべきではないかというようにもご意見としていただければいいかなと思います。

(会長)

それでは委員としては一応こういう計画を読み込んだ上で、自分の立場で、これは偏ってるんじゃないかっていうようなことも含めて、評価をしていけばいいということでよろしいですか。いい

ですか。はい。

それ以外何かご質問ご意見等ございますか。よろしいですか。

それでは続きを説明していただければと思います。

(事務局)

今評価シートの見方を 1 つやりましたが、もう 1 つぐらいやった方がよければやりますし、よければ、次の項目に行こうと思いますが、どうでしょうか。

(委員)

データの読み取り方をもう一度確認させていただきたいのですが。このアンケート項目での満足度数と重要度数のところと、偏差値のところの読み方ですが。

偏差値としては、全体的には前回よりも、満足度も重要度も上がっているっていう、読み解きができるっていうことが理解できたんですけど、こっちの満足度数、重要度数の方は、今回の相対的な結果というよりは、絶対値というか、今回の回収されたアンケートの中での、どれぐらいの回答があったかっていうことを示しているっていう理解で合っていますでしょうか。

満足度の方は、あと前回よりも今回の方が上がっていて、重要度数の方が、前回に比べたら下がっているけど相対的には両方上がっているっていうふうに、認識しているんですけど、この読み解き方が合っているかどうか、ちょっとここで確認させていただきたいなと思って。すいませんがよろしくお願いします。

(事務局)

私どももここの読み取りが、理解するまで時間かかったところです。例として申し上げますと、アンケートの調査結果の、17、18 ページを開いていただくことができますでしょうか。ここで点数をそれぞれの項目についてつけて、例えばですが、とても重要であるが 10 点、どちらかといえば重要であるが 8 点とかいう点数をつけて、その平均点の前回と今回の比較したものが、(評価シート 2. の) 上段の数値で、増減という数字で表されているものとご理解ください。17、18 ページを、図にしたものが 19、20 ページになっております。いわゆるこれは項目ごとに全く関係なく 1 項目ずつに点数をつけて比較したもの、それが左に寄ったか右寄ったかという、プラスになってるかマイナスになってるか、これを抜粋して書いたのが、ここ (評価シートの 2. 上段) というふうに、理解してください。

それとは別に偏差値といいまして、それぞれの点数ではなくて項目ごとの平均点を出して押しなべて、分布させたものが 21 ページになります。これは偏差値となっておりまして、相対的に他の項目と比べながら重要度が高いか低いか、満足度が高いか低いか並べ替えたものです。その点数をもとに。それを抜粋したのが、(評価シート) 1 ページの下段にあります、満足度偏差値・重要度偏差値ということになりますので、連動はしなければならないという概念はちょっと捨てていただいて、偏差値で全体としたら満足度がどうなのかというのを見るために (評価シート 1 ページ) 下の図をつけていると、いうふうにご理解いただければと思います。ですから前回との差を、単純に見るのであれば上段の数値の方も参考になりますけど、例えばいろんなものがあります道路もあれば下水道もあれば福祉施設もあれば、観光施設もありますそれを偏差値として押しなべたものが (アンケート調査結果) 21 ページに掲載されているというふうに理解していただいて、別物と、思っていたければちょっとわかりやすくなるのかなと思います。

拙い説明で申し訳ありません。

(委員)

ニーズマップは、全体の項目の全体結果で、そこから今だと、水辺環境と自然環境の場所だけが抜粋されて、ここに書いてあるっていうことですね。はい。ありがとうございます。

(事務局)

今のシートの見方は、確認をしていただいたということで、もう 1 つ別のシートがありますのでそちらの説明に移りたいと思います。(評価シートの) 48 ページ以降になりますので、49 ページをご覧くださいと思います。

こちらは、第 2 期吉賀町総合戦略の基本目標、それから数値目標の評価ということになります。吉賀町総合戦略の 19 ページを開いていただきますと、吉賀町の総合戦略では、基本目標を 4 つほど、設けております。その基本目標ごとに基本方針と数値目標というのを設定しております。この数値目標の進捗状況の確認をいただきたいというのが、このシートになります。

この基本目標についても、先ほどの節のところに組み込みができればよかったのですが、この基本目標が、大分広い分野を網羅をしているので、先ほどの 18 節に区分ができませんでしたので、別で、基本目標の評価を、お願いしたいと思っております。それが 49 ページ以降のシートになります。

まず、基本目標 1 暮らしの基盤となるしごとをつくる、で、総合戦略の 20 ページに記載されております。この基本目標に対する基本方針として、2 つ挙げられておりまして、働く場をふやすということ。それから、魅力的な仕事、稼げる仕事をふやすという項目が、基本方針として挙げられております。

この基本目標、基本方針に対する数値目標を設定しておりまして、その指標が就業者数になります。この現状値というのは、この総合戦略を策定したときに把握できていた数値ということで、この就業者数が 2,632 人でした。目標値が 2,632 人ということで、現状を維持していくという目標を掲げておりました。この目標値は、5 年間の計画の目標値になっております。その隣にあるのが実績値ということで、現時点で把握できている最新の値が実績値ということになっております。実績値を見ていただくと 2,406 人ということで、若干減少しているという実績になっております。

この数値目標に対する庁内評価というのがその下の項目になります。まず①として、基本目標に係る数値目標の実績評価ということで、評価としては、C、未達成ということです。考えられる外部要因としては、全国的な人口減少に伴う労働力人口の都市集中ということ。行政の関与状況としては、吉賀町新規雇用促進助成金による支援を実施している。コメントとしては、就業者数は 5 年前の統計から約 9%減少している。全国的な人口減少に伴う労働力人口の都市集中が進んでおり、外部要因の影響が大きいと思われる。という内容になっております。こちらは担当課の方で評価した内容になっております。

また②としましては、数値目標の妥当性評価ということで、基本目標、基本指針に対して、この数値目標が果たして妥当なのかということを担当課が評価した内容になっております。ここの妥当性評価については、妥当・継続ということで評価をしておりまして、コメントとしては、就業者数は、暮らしの基盤となる仕事に直結する数値であり、妥当であると考え。という評価をしております。

ここまでのところに対して、この下のところに、委員会の評価をいただきたいと思っております。こちらの評価内容については、資料 6、3 ページを、見ていきますと、まず基本目標の評価について

は先ほどのまちづくり計画の、先ほど見た評価と同じように、庁内評価、コメントについて、第三者の立場から、その内容が適切であるかという観点で評価、コメントをいただければと思います。

評価の区分については先ほどとほぼ同じで4段階ありますので、庁内評価の①の部分についての、委員さんの評価をいただきたいと思います。②については数値目標の評価ということで数値目標が適切かどうかというのを、こちらで第三者の立場からご判断いただければと思います。こちらは評価項目は3区分になっておりますので、いずれかにチェックをいただき、ご意見コメントあればいただければと思います。

基本目標が4つありますので、4項目について、評価をいただければと思います。

以上が、総合戦略の基本目標、数値目標の評価になります。

続けて、55ページ以降は、吉賀町総合戦略に記した、地方創生関連交付金の活用事業評価になっております。この総合戦略に基づいて行う事業について、国に申請をすれば、交付金がもらえるということがあります。この交付金を活用している事業について記したものが56ページの資料になります。

今、1事業ほど活用がありまして、そちらについて記載をしております。この事業は県内の自治体が共同で国に対して申請をして、その中に吉賀町も参加して、交付金を受けているという事業になります。申請者は島根県他17団体となっております。内容としては産官学、地域が連携して若者の県内定着に繋がる環境を整えることで、担い手として活躍する人材になることを目指すといったことを目的として実施されている事業です。県内企業の魅力向上、採用力効果を図ることで、若者に選ばれる企業づくりの促進や県内定着につなげるために、実施をしております。細かい内容までは説明しませんが、また中身を見ていただいて、こちらについては、もし何かコメント等あれば、委員コメントというのがありますので、書いていただければと思います。

評価シートの説明は以上になります。

(会長)

はい。ありがとうございます。

それでは、これまでの全体のところで、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(委員)

数値目標の評価の仕方ですけれども、これもやはり庁内評価・担当課が評価した、例えば49ページであれば、数値目標の妥当性は○、これに対して妥当かどうかということの評価するのでしょうか。それとも、ここで目標値として挙げていた2,632人という、数値目標が妥当だったかどうか、例えば、仮に、今、この49ページの例であれば、この2,632人の目標に対して、2,406人というのが実績なんですけれども、これを妥当だと言うのは、次の計画でもやはり2,632人の目標を、掲げるべきだということを、この担当課は言ってるということなんですか。それに対して、その通り、重要なことなので妥当だと評価するのか、それとも例えば現実性が見られないので、妥当とは言えないとか、どういう形でこの数値目標は評価したらいいのでしょうか。

(事務局)

庁内評価も踏まえて、その数値の設定も踏まえて妥当かどうか、というところの判断をいただきたいので、その数値設定でいいとか、その指標でいいのかということと、実際にその値の設定でいいのかということも含めて、総合的な評価をしていただくということになろうかと思います。

(事務局)

資料 6 吉賀町まちづくり計画総合戦略評価シートの見方という資料がございます。ページめくっていただきまして、3 ページの下の欄に、②数値目標の評価という、今ご質問いただいた項目のことが書いてあります。評価の考え方のところ、概ね妥当であるが一部見直しが必要なところを読ませていただきます。基本目標を評価する事業として、概ね適切であるけれども、目標値や指標の内容について一部見直しを検討する必要がある、というふうに書かせていただいております。指標自体が例えば今の基本目標 1 というところであれば、数値目標の指標は就業者数ということにしております。現状値と目標値があるんですけども、その部分についてまず指標が就業者数がどうかというところ、あとはもう 1 つ、目標値がどうかというふうなところを見ていただいて判断をしていただくというふうに考えております。

(委員)

次の目標も同じでいいと思えば、妥当というふうにすればいいんでしょうか。それともこの数字が、いやもっと大きく設定すべきだとか、あるいはもっと現実的な数字に落とすべきだとか、そういうことであれば妥当ではなくて、概ね妥当かもしれない、を選択するんでしょうか。庁内の担当課の評価、総合的にというところが、よくわからなくてですね。どちらかで評価してくださいと言われれば。

(事務局)

わかりにくい評価の説明になっておりまして申し訳ありません。まず資料 6 の評価シートの見方に、書いてあります、委員会評価の②の数値目標の評価についてですが、こちらでまず、数値目標と目標値と似たような言葉が並んでいるので理解が難しいんですけども、(評価シートの) 49 ページの、基本的方針の下にある就業者数等と書いてある欄の上に、＜数値目標＞というふうに書いております。ここで言う、数値目標の評価はこの、指標と現状値、目標値、実績値も含めてですね、その全体を数値目標と呼んでおりますので、ここを評価していただきたいという意図であります。どういう評価をするのかという点ですけども、庁内で②の数値目標の妥当性の評価をしていますが、これも踏まえて、委員の皆さんでこの数値目標が、基本目標 1 である、暮らしの基盤となるしごとをつくることに対して、この指標が、適当なのかどうなのか。そして、その次に、目標値が、現状値と同じということで書いてありますけども、これが目標値として設定が、適当なのかどうなのか。いや多すぎるんじゃないかとかですね、少なすぎるんじゃないかとかということも含めて、この指標と目標値も併せて、また庁内評価の②妥当性評価のところも踏まえて、庁内はこういうふうに判断してるが、委員の皆さんとしてはその数値目標指標がどうか、目標値がどうかという視点で、数値目標と書かれてるものについて、評価をいただきたいというところです。

(委員)

目標値が高かったかどうかという評価では、ではないということよろしいですか。

(事務局)

そうですね。目標値についてもですし、その指標自体、例えば、就業者数という指標がそもそも、暮らしの基盤となるしごとをつくる、ということの評価するのに、適当な指標であるかどうかもあるわせて見ていただきたいなというふうに思います。

そもそも指標がちょっと誤っているんじゃないかということであれば、目標値は、あんまり関係

がないかなと思うんですけども、指標として就業者数というのが適当だよねと。だけど目標値というのが、ちょっと高すぎるんじゃないか低すぎるんじゃないかってことがあれば、そちらについてコメントをいただけたらというところですね。

(会長)

その他何かご質問等ございますか。

委員会評価については概ね皆さんご理解されましたでしょうかね。

(事務局)

そうしますと、ここから最後になりますが資料の 7 をご覧ください。こちらが先ほどから説明している評価シートの委員評価について、皆さんそれぞれ、書いていただきたいシートになります。評価シートにあったすべての項目がここにありますので、こちらにお名前と、評価、コメントがあればコメントも書いていただいて、ご記入をいただきたいと思います。

もし、ちょっと私ちょっとこの項目は何とも言えない、わからないとかいう項目があれば必ずしもすべて記入はされなくてもいいですので、可能な範囲で評価していただければと思います。またコメントについても、全てにおいて記入がなくてもいいです。こちらのシートは、8 月 20 日までに書いていただいて、事務局の方へお届けをいただきたいと思っております。

提出方法は直接持ってきていただくか、返信用封筒で郵送していただくか、またメールでデータで出したいというのがあれば、企画課のメールアドレスに、その旨メールをいただければそのメールに返信する形で、このシートをお送りしたいと思いますので、そちらに入れて返していただければと思います。

こちらは次回の委員会のときに、皆さんからこういう意見が出ていますというのを共有して、最終的に委員会としてどういう評価をするのかというのを、それを見ながら、次回議論したいと思いますので、ご協力をお願いします。

(会長)

はい。ではそれでは委員会評価、空欄でも構わないということでしたので可能な範囲で、評価をしていただいて 8 月 20 日までに、提出をいただくということで、皆さんよろしいでしょうかね。

(4) 今年度のスケジュール等について

資料 11 吉賀町まちづくり計画・総合戦略 評価・策定スケジュール

(会長)

(4) 今年度のスケジュールについて、事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料の 11 をご覧ください。こちらは 5 月時点で作成したもののなので、若干今のスケジュールとずれがあったりもしますが、今年度の全体のスケジュール把握ということで、参考に見ていただければと思います。

ここに書かれていることで実施が進んでいることもありまして、住民アンケート、職員ヒアリング、まちづくりの担当者会議、中・高生アンケートといったようなことはすでに実施が済みしております。若干スケジュールとはちょっとずつ後ろにずれていますが、今回 1 回目の委員会というふう

になっております。今後も若干時期はずれるかもしれませんが、大体ここにあるようなことを順々に、開催していきたいと思っております。このまちづくり委員会についてはそこにあるように本年度中大体 5 回ぐらい開催になるかなと思っているところです。本年度がその評価と策定ということがあるので、頻繁な開催にはなってしまいますが、ご協力をいただければと思います。

またここへは書いていませんが、7 月 5 日にまちづくり計画策定のキックオフイベントということで、柿木のふれあい会館で、イベントを開催しまして、約 100 人の方に参加をいただきました。そういった勉強会なりの住民の方が参加できるような会議も、開催できればなと思っておりますので、また、企画ができましたら、ご紹介をしていきたいと思っております。

(会長)

よろしいですかね。続けてお願いします。

(4) 次回のまちづくり委員会について

◇ 第 2 回吉賀町まちづくり委員会

日時：令和 8 年 9 月 1 日（火）13：30～

場所：吉賀町役場柿木庁舎 2 階大会議室

議事：第 2 次吉賀町まちづくり計画及び第 2 期吉賀町総合戦略の評価の実施

第 3 次吉賀町まちづくり計画及び第 3 期吉賀町総合戦略の策定について

(事務局)

次回のまちづくり委員会ですが、日にちを決めさせていただいております、9 月 1 日の 13 時半から役場柿木庁舎の 2 階で開催したいと思っております。

その時は今回見ていただいた評価の内容を固めるということと、もし次の計画の策定に向けた何らかの、資料提供ができればしたいと思っておりますが、主には評価の確定ということになるのかと思いますので、よろしくお願いします。

また、次回以降、参加いただくときには今回配った資料を持ってきたいただければと思います。

資料を綴じれるファイルを次回はお配りしようと思っております。

(会長)

今回は、9 月 1 日の火曜日 13 時 30 分からということで、委員の皆様よろしいでしょうか。

以上で本日用意された議事はすべて終わったということになりますが、皆様から何かその他ございますか。

(委員)

1 つ確認したいことがあります。今日例として、紹介していただいた、節とか目標ですが、実際に評価するときには、内容とアンケート結果とか、庁内の評価の結果をみながら、理解するまでは報告書の細かいところまで見なきゃならないので、どちらの質問にはどのような節や、項目が該当しているのか、今、ぱっと見ると難しいので、後日ご質問とかがあれば企画課の方に問い合わせしてもよいでしょうか。

(事務局)

どのアンケート項目がどこに当てはまっているかがわかりづらいということですかね。

(委員)

わかりづらいかどうか、ぱっと見てわからないので、もしかして何か、これから詳しく見ていて、何かちょっとこの辺りがわからないなっていうようなところがあれば、企画課に問い合わせてよろしいでしょうか。

(事務局)

そうですね今、説明はしましたが、評価をやってみて、えっと思うこととかいろいろあると思いますので、その都度、お気軽に事務局の方へ聞いていただいたら、お答えしますし、難しい言葉も出てくるかと思うので、遠慮なく聞いていただければお答えします。

また、この評価を見ていく上で、各課がやっていることとかで、これはどうなってるのかといった疑問などあれば、お問い合わせをいただければ、即答はできないかもしれないので、次回の委員会までには確認をして、答えられるようにはしたいと思いますので、お問い合わせいただければと思います。

企画課のメールアドレスはレジュメの方にも書いておりますので、そちらへメールをいただいても、いいですので、よろしくお願いします。

また、議事録署名の方をお願いしましたが、また議事録ができたら、署名をいただくようになるので、また準備ができたら連絡をさせていただきますのでよろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございました。委員会評価をする中でわからないところがあれば、企画課の窓口や野村さんということでメールとかでも可能ということで、お願いいたします。

その他何か皆様からございますか。よろしいですか。事務局から何か他にありますか。いいですか。

それでは、皆さん長時間にわたりまして、会議の方いろいろとご意見ご質問の方いただきありがとうございました。それでは以上をもちまして、第1回目のまちづくり委員会の方は終了させていただきます。皆さん、お疲れ様でした。

5、閉会

まちづくり委員

8月5日開催

吉賀町まちづくり委員会

所属・団体	氏 名	区分	出欠	備 考
吉賀町農業委員会	杉ノ内 孝太	産業	出席	
吉賀町商工会	澄川 寛	産業	出席	
ヨシワ工業株式会社	吉野 かおり	産業	出席	
株式会社森の環	能美 健生	産業	欠席	
吉賀町教育委員会	下野 知美	教育	出席	
島根県立吉賀高等学校	河井 俊彦	教育	出席	
西中国信用金庫 吉賀支店	有田 健太郎	金融	出席	
島根県農業協同組合 六日市支店	田中 章文	金融	欠席	
吉賀町内所長連絡協議会	宗内 朱美	子育て	欠席	
地域おこし協力隊	孫 悦	多文化共生	出席	
一般社団法人高津川てらす	北川 智利	町内団体	欠席	
社会福祉法人吉賀町社会福祉協議会	永田 和代	福祉	出席	
医療法人カタクリ会	松浦 聖	医療	出席	
司法書士・行政書士	藤井 健司	士業	出席	
島根県西部県民センター益田事務所	斉藤 洋史	行政	出席	
柿木自治会長会	草山 美奈子	住民	出席	
蔵木自治会長会	山吹 彰	住民	出席	
六日市自治会長会	河口 貴哉	住民	出席	
朝倉自治会長会	仲村 明洋	住民	欠席	
七日市自治会長会	末岡 優里	住民	出席	

事務局

所属	氏 名	職名	出欠	備 考
吉賀町	深川 仁志	副町長	出席	
吉賀町 企画課	深川 竜也	課長	出席	
吉賀町 企画課	野村 一恵	課長補佐	出席	
吉賀町 企画課	若狭 拓郎	統括主幹	出席	
ひとはたからマネジメントオフィス	森脇 竜一	支援事業者	出席	